

平成21年(行コ)第261号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 秋山 博 外17名

被控訴人 群馬県知事 外 1名

証拠申出に対する意見書

平成25年8月26日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被控訴人群馬県知事指定代理人

藤城 和義



同

渡邊 恭朗



同

佐藤 迅



同

奈良原 宣之



同

相澤 健夫



同













赤上 直人



同

須田 康



同	森田 徹 
同	関口 博久 
同	諏訪 吉彦 
同	野口 晴信 
同	星野 堅司 
同	本木 秀典 
同	栗原 健太 
被控訴人群馬県企業管理者指定代理人 関川 千恵美 	
同	近藤 一博 
同	角田 安則 
同	池畠 ちあ 
同	関口 信久 

控訴人らの証拠申出書（平成25年5月21日付け）による証人尋問の申出及び
検証の申立（同日付け）についての被控訴人らの意見は、以下のとおりである。

第1 意見の趣旨

控訴人らの申出に係る証人尋問及び検証の実施は、いずれも不要である。

第2 意見の理由

1 本件における証人尋問の経緯

本件及び同種の事件に係る第一審並びに東京都知事らを被控訴人とする事件
（貴庁第5民事部平成21年（行コ）第213号公金支出差止等請求（住民訴
訟）控訴事件（411号証）。以下「東京都控訴審訴訟」という。東京都控訴審
訴訟の原審東京地方裁判所平成16年（行ウ）第497号事件（乙306号証）
については「東京都訴訟」という。）において行われた証人尋問の経緯について、
以下に述べる。

(1) 第一審において行われた証人尋問について

第一審においては、本件の原審（前橋地方裁判所）と千葉県知事らを被告と
する事件（貴庁第22民事部平成22年（行コ）第47号公金支出差止等請求
控訴事件の原審である千葉地方裁判所平成16年（行ウ）第68号事件（乙3
09号証）。以下「千葉県訴訟」という。）と茨城県知事らを被告とする事件
（貴庁第10民事部平成21年（行コ）第269号八ッ場ダム費用支出差止等
請求控訴事件の原審である水戸地方裁判所平成16年（行ウ）第20号事件
（乙308号証）。以下「茨城県訴訟」という。）との3地方裁判所の間で、
共通の問題（治水、ダムサイト、地すべり、環境問題）に係る人証については、
重複しての尋問を避けるため、各地方裁判所で証人尋問を分担し、尋問を行っ
ていない裁判所においてはそれぞれ他の裁判所で行われた尋問の証人調書を証
拠として提出することとなり、各裁判所においてこの方針に沿って証人尋問が

実施された（このような取扱いは、この3事件の被告側訴訟代理人が同一であることが一因であった。なお、これら3県の訴訟と同種の訴訟は、東京都のほか、埼玉県及び栃木県の関係においても提起されており、控訴事件は、既に判決のあった東京都控訴審判決を除き、現在貴庁において継続中である。）。

ア 共通の問題に関する証人

本件の原審（前橋地方裁判所）においては、ダムサイトの地盤について元通商産業省職員（以下、職名等は当時のもの。）坂巻幸雄、地すべりについて京都大学名誉教授奥西一夫、環境問題について財団法人世界自然保護基金ジャパン花輪伸一の各証人尋問が実施され、茨城県訴訟（水戸地方裁判所）においては、治水について元国土交通省関東地方整備局河川部長川崎和明（乙279号証）、同じく元茨城県土木部早乙女秀男（乙281号証）、同じく新潟大学教授大熊孝（乙276号証）の各証人尋問が実施され、千葉県訴訟（千葉地方裁判所）においては、治水について千葉県県土整備部河川整備課企画調整室長高澤秀昭の証人尋問が実施され（これらはいずれも原告らの申請であるが、うち川崎証人、早乙女証人及び高澤証人については、弾劾目的の証人申請といえる。）、被控訴人らは、原審において、茨城県訴訟及び千葉県訴訟における治水についての証人調書を前述のかつこ書のとおり証拠として提出した。なお、大熊証人については、東京都訴訟（東京地方裁判所）においても重ねて尋問が実施されている（乙412号証）。

イ 利水の問題に関する証人

利水については、水利権を必要とする理由が各県で異なることから、各県固有の問題として各々に証人尋問が行われており、本件の原審においては、元東京都職員嶋津暉之、共産党西毛地区委員会副委員長伊藤祐司及び群馬県企画部土地・水対策室長中野三智男の証人尋問が実施されている（いずれも原告らの申請であるが、中野証人については、弾劾目的の証人申請といえる。）

(2) 東京都、千葉県及び茨城県関係の控訴審訴訟における証人尋問の状況について

既に判決のあった東京都控訴審訴訟及び本件とほぼ同時に進行している千葉県及び茨城県の各控訴審訴訟における証人尋問の状況は、次のとおりである。

ア 東京都控訴審

東京都控訴審訴訟判決（乙411号証）は、被控訴人らの準備書面（6）及び同（8）に述べたように、実体についての審理判断に踏み込んでしまっているという点で当を得たものとはいいがたいが、平成24年10月18日付け被控訴人ら上申書（3）に述べたとおり、平成24年6月6日に控訴人側から9名の者（その内訳は、東京都控訴審訴訟の被控訴人本人として、東京都水道局長増子敦の1名、証人として、元東京都職員嶋津暉之、早稲田大学法学部教授田村達久、国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博、新潟大学名誉教授大熊孝、東京大学大学院教授小池俊雄、拓殖大学准教授関良基、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二、東京都建設局河川部長飯塚政憲の8名）についての人証申請がなされたが、嶋津暉之（利水関係）及び関良基（治水関係）の2名のみが採用され、平成24年8月7日の第2回口頭弁論期日において証人尋問が行われた。

他の7名については、増子敦は、第一審で東京都水道局職員を尋問済みであること、田村達久は、同人作成の書面（甲A17号証）に基づき裁判所が判断を行うことで足りること、山田邦博は、茨城県訴訟における国土交通省関東地方整備局河川部長川崎和明の証人調書（乙279号証）や関良基の証人尋問（その内容は乙415号証）とこれまで提出された書面及び証拠をもって十分判断に足りること、大熊孝は第一審で尋問済みであること（乙412号証）、日本学術会議河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会委員長（東京大学大学院教授）小池俊雄は、該当会議等の議事録等をもって十分判断に足りること、荒川泰二及び飯塚政憲は、改めて控訴審で尋問を行う合理

性はないこと、などの理由が示されて、平成24年8月7日（第2回口頭弁論期日）に却下された。

さらに、平成24年12月11日に控訴人側から元通商産業省職員坂巻幸雄（地すべり関係）についての人証申請がなされたが、本件の原審（前橋地方裁判所）で尋問済みであり、また同人の意見書等をもって十分判断に足りることなどの理由が示されて控訴人ら平成24年12月21日（第3回口頭弁論期日）に却下されている。

イ 千葉県控訴審

控訴人側から平成25年3月31日に10名（その内訳は、千葉県控訴審訴訟の被控訴人本人として、千葉県県土整備部河川整備課企画調整室室長渡邊浩太郎（治水関係）、千葉県総合企画部水政課長深井良司（利水関係）及び千葉県企業庁管理・工業用水部工業用水課長八田稔（利水関係）の3名、証人として、国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博、新潟大学名誉教授大熊孝、東京大学大学院教授小池俊雄、拓殖大学准教授関良基、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二（以上治水関係）、元東京都職員嶋津暉之（利水関係）及び早稲田大学教授田村達久（法律関係）の7名）についての人証申請がなされ、被控訴人側から同年4月15日付けでいずれの尋問も不要である旨の意見書を提出したところ、控訴人らから、同年5月2日付けで大熊孝、嶋津暉之及び八田稔の3名に限って証人尋問をしてほしい旨の補充申出があり、被控訴人側から同月15日にいずれの尋問も不要である旨の意見書を提出したが、大熊孝及び嶋津暉之の2名が採用され、同年6月3日の第一回口頭弁論期日において証人尋問が実施された。

ウ 茨城県控訴審

控訴人側から平成25年4月16日に9名（その内訳は、茨城県控訴審訴訟の被控訴人本人として、茨城県土木部長小野寺誠一（治水関係）の1名、証人として、国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博、新潟大学名誉教

授大熊孝，東京大学大学院教授小池俊雄，拓殖大学准教授関良基，関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二（以上治水関係），元東京都職員嶋津暉之，土浦市議会議員古沢喜幸（以上利水関係）及び元通商産業省職員坂巻幸雄（地すべり関係）の8名）についての人証申請がなされ，被控訴人側から同年5月7日付けでいずれの尋問も不要である旨の意見書を提出したところ，平成25年7月5日付けで控訴人らから証拠調べの必要性についての意見書が提出され，同月12日の第2回口頭弁論において嶋津暉之及び古沢喜幸の2名のみが採用され，同年10月8日の第三回口頭弁論期日において証人尋問が実施される予定である。

(3) 本件の証人尋問申請について

控訴人らの平成25年5月21日付け証拠申出書によれば，本件控訴審において，治水関係4名（国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博，新潟大学名誉教授大熊孝，東京大学大学院教授小池俊雄及び関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二），利水関係1名（嶋津暉之），地すべりの危険性関係1名（坂巻幸雄）の合計6名の証人尋問を求めているが，上記のとおり，東京都控訴審訴訟をはじめ各控訴審訴訟において尋問済み（大熊孝，嶋津暉之）又は却下（その余の4名）されている。

2 当審における証人尋問は不要であること

当審において，これら申請の証人尋問を実施することは適切でなく，またその必要性も全くない。以下，その理由を述べる。

(1) そもそも証人尋問が不要であること。

本件は，被控訴人ら準備書面（6），同（8）及び同（10）に述べたとおり，実体判断に踏み込んで審理，判断をされるような事案ではなく，本件は法律問題のみで決着する事案であり，また，住民訴訟の性格上そのようにすべき事案である。詳細は，上記各準備書面をご参照いただきたい。

(2) 個別に検討しても証人尋問が不要であること。

(治水関係)

ア 大熊孝（新潟大学名誉教授）

大熊孝については，第一審の茨城県訴訟（乙276号証）及び東京都訴訟（乙412号証）の2回にわたり実施されており，さらに上記1（2）イに述べたように千葉県控訴審においても実施されているので（控訴人らから書証として提出すれば足りる。），重ねて尋問する必要はない。

イ 小池俊雄（東京大学大学院教授）

相手方の主張立証の弾劾のためには，自らの拠って立つ主張立証が一定の合理性を持っていることが必要であろうが，被控訴人らのこれまでの各準備書面で詳細に説明したように，控訴人らの主張は全く失当のものでしかなく，要するに，粗探し，嫌がらせの類いの証人尋問申請でしかないようである。本訴が，住民訴訟の濫用たるの所以であり，このようなもののために第三者を呼び出して弾劾尋問を行うようなことは，きわめて不適切である。

東京都控訴審訴訟においても指摘されているが，日本学術会議における審議や結果は，議事録等で十分明らかであり，東京都控訴審訴訟，千葉県控訴審訴訟，茨城県控訴審訴訟において，いずれも申請は却下されている。

ウ 山田邦博（国土交通省関東地方整備局河川部長），荒川泰二（同局河川部河川計画課長）

弾劾のための申請であろうが，上記イ同様呼び出して尋問を行うようなことは，適切ではない。

東京都控訴審訴訟においても指摘されているが，国土交通省関東地方整備局河川部関係については，茨城県訴訟における同局河川部長川崎和明の尋問調書（乙279号証）で明らかであり，両名を重ねて弾劾する必要はない。

(利水関係)

エ 島津暉之（元東京都職員）

そもそも国土交通大臣の建設費負担金の納付の通知は、八ッ場ダム建設事業に関する基本計画においてダム使用权設予定者の地位にあることに基づくものであって、群馬県の利水上の必要性を要件とするものではないため、同人にこの点の尋問をしても何の意味もない。

しかも、同人は原審で尋問済みであり、重ねて尋問をする必要もない。原審の尋問結果の補充が必要だというのであれば、意見書の提出で足りる。

控訴人らは、①群馬県が水需給計画を策定していないこと、②群馬県の水需要が減少し、及び水需要予測と実績が乖離していること、③地下水の利用増大が可能であること、④県営水道の水源の融通・振替が可能であること、⑤広桃用水転用水利権の非かんがい期の利用が可能であること、⑥東毛工業用水道に水源の余裕があること、⑦濁水の影響は少ないことを立証しているが、これらは原審の主張と同じ主張の繰り返しであり（原審における控訴人ら準備書面（5）、（12）、嶋津意見書（甲第11号証）、控訴理由書29～49頁、控訴人ら準備書面（11））、前述のとおり原審で同人の尋問も行なわれ、かつ、被控訴人らも繰り返し反論しているため（原審における被控訴人ら準備書面（1）、同（14）、同（17）、同（19）及び同（21）、中野陳述書（乙246号証、同人の証人調書を含む。）及び嶋津氏の意見書に対する意見書（乙258号証）並びに被控訴人ら準備書面（1）63頁～81頁）、現時点での同人の尋問は全く不要である。

（地すべりの危険性関係）

オ 坂巻幸雄（元通商産業省職員）

地すべりの危険性については、原審において奥西一夫（京都大学名誉教授）を尋問済みであり、重ねて尋問する必要はない。なお、原審の尋問結果の補充が必要だというのであれば、意見書の提出で足りる。

地すべりの危険性の問題は、国（国土交通省）の所管に属する事項であり、群馬県は当事者の立場にないため、反対尋問をする立場にはないが、坂巻幸

雄の意見は、『H22ハツ場ダム周辺地状況検討業務報告書（平成24年2月）日本工営株式会社』の検証」（乙403号証。以下「H24坂巻意見書」という。）を読めばそれで十分足りる。控訴人らの平成25年5月21日付け証拠申出書（危険性）第4（3・4頁）に掲げる尋問事項は、いずれもH24坂巻意見書に済みであり、控訴人らが控訴人ら準備書面（13）でも主張済みである。重ねて尋問する必要は全くない。

なお、坂巻幸雄については、平成25年8月23日付け控訴人ら上申書において、その尋問実施を強く求めているが、重ねて尋問する必要のないことに変わりはない。以下、その理由を述べる。

(ア) 尋問事項が控訴人らにおいて主張済みであること

念のため、控訴人らの平成25年5月21日付け証拠申出書（危険性）第4（3・4頁）に掲げる坂巻幸雄に対する尋問事項について、控訴人らが主張済みであることを以下のとおり摘示する。なお、15項目（尋問事項7の枝番（1）及び（2）の項目を分けて計上する。）の尋問事項のうち、尋問事項1は証人の身上・経歴であり、尋問事項14はその他本件に関する事実であるので、説明を省略する。

A 尋問事項2（地すべり検討対策地の検討に際し、湛水の影響を受けない地域を除外したことは正当か）

控訴人ら準備書面（13）第3の1（2）イ中の19頁4～11行において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書3頁14～20行において同様の主張をしている。

B 尋問事項3（新たな対策で対象地が、従来と比べて11地区に増えている理由は何か）

この点に関し、控訴人らは、控訴人ら準備書面（13）第3の1（2）ア～エ（18～20頁）において、「従来どおりの22箇所について、地すべり地の細分化を行ったものに過ぎない」（18頁）とか、

「既知の地すべり地点と整合性を持つように、地すべり地及び未固結堆積物斜面を選定しようとしていることが分かる」（20頁）とか主張しており、要するに「初めから答えが容易^マされていた」（19頁）という主張をしたいようであるが、坂巻幸雄もH24坂巻意見書3頁最終行において同様の感想を述べている。

C 尋問事項4（土石流堆積物は一度水締めを経ているから湛水の影響を受けないとして、対象地から除外することは正当か）

控訴人ら準備書面（13）第3の1（2）エ（20頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書4頁下から8行～5頁14行において同様の主張をしている。

D 尋問事項5（安定解析の手法について、どのような問題があるか）

控訴人ら準備書面（13）第3の2（2）（22～24頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書5頁下から12行（「5 安定解析（p3. 1-1）」の見出し）～7頁下から9行において同様の主張をしている。

E 尋問事項6（ハッ場ダム周辺地の地形・地質の特性は、考慮されているか）

控訴人ら準備書面（13）第3の2（2）（22～24頁）及び第3の3（2）ア及びイ（25～27頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書7頁下から5行（「1 概略比較検討（p4. 1-5）」の見出し）～9頁11行において同様の主張をしている。

F 尋問事項7（1）（対策工として、押え盛土工、頭部排土工及びその併用が採用されているが、周辺地における必要抑止力との関係からみて、これらの工法に問題はないのか）

控訴人ら準備書面（13）第3の3（2）ア及びイ（25～27頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書7頁下から

5行（「1 概略比較検討（p 4. 1-5）」の見出し）～9頁11行において同様の主張をしている。

G 尋問事項7（2）（対策工として、押え盛土工、頭部排土工及びその併用が採用されているが、ダム湖の水面が上下することによる影響は問題ないのか）

控訴人ら準備書面（13）第3の3（2）ア及びイ（25～27頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書7頁下から5行（「1 概略比較検討（p 4. 1-5）」の見出し）～9頁11行において同様の主張をしている。

H 尋問事項8（概算工事費が従来に比べて大幅に増えている理由は何か）

控訴人らは、控訴人らら準備書面（13）第2の2（2）（14頁）において費用の増大について批判をしており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書10頁22行において同様の感想を述べている。

I 尋問事項9（「意見書」（甲D第36号証）「8補記」の1）における指摘に関して、この上湯原では、結局、報告は、対策が必要な岩錐堆積物地区においても、何ら対策を執らないという結果を生じているのであるから、湛水時に地すべりを引き起こす危険性が高いということになるのではないか）

控訴人ら準備書面（13）第3の1（2）エ（20頁）において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書4頁下から8行～5頁14行及び10頁下から8行～11頁1行において同様の主張をしている。

J 尋問事項10（前同「8補記」の2）における指摘に関して、指摘の7のケースにおいては、「道路土工指針」のレベルで見ても、地すべりの抑制・抑止が困難であるということに帰着するのではないか。言い換えれば、この7ケースは湛水時に地すべりが起こる可能性が高いことを

意味していることになるのではないか)

控訴人ら準備書面(13)第3の1(2)イ(23頁)において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書6頁14行～27行及び12頁3行～9行において同様の主張をしている。

K 尋問事項11(前同「8補記」の3)における指摘に関して、応桑岩屑流堆積物深層で水浸した場合、荒砥沢地すべりや和歌山県での深層すべり事例が再現する可能性が否定できないのではないか。ここでも深層地すべりの危険性を否定できないのではないか)

控訴人ら準備書面(13)第3の2(2)エ中の24頁9行～18行において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書7頁13行～28行及び11頁11行～18行において同様の主張をしている。

L 尋問事項12(前同「8補記」の4)における指摘に関して、これだけ重大な対策工が、これまで看過されてきたということ自体、いかに地すべり対策が軽視されてきたかを示すものではないのか)

控訴人ら準備書面(13)第3(2)ア中の27頁2・3行において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書11頁20行～下から3行において同様の主張をしている。

M 尋問事項13(前同「8補記」の5)における指摘に関して、ハッ場ダム湖では、このような危険な応桑岩屑流堆積物の壁が連続していると言って過言でないが、現行の計画のままで地すべり対策を行って貯水がはじまれば、これらの危惧が現実化する可能性は否定できないのではないのか)

控訴人ら準備書面(13)第3の3(2)イ(27頁)において主張がなされており、坂巻幸雄もH24坂巻意見書8頁23行～9頁11行及び11頁下から1行～12頁8行において同様の主張をしている。

(イ) 尋問事項に対して被控訴人らは説明済みであること。

なお、上記の尋問事項（すなわち控訴人ら及び坂巻幸雄の主張）に対しては、被控訴人らは、被控訴人ら準備書面（５）第１（６～２１頁）において説明済みである。尋問事項があまりに漠然としていたり、仮定に基づくものであったりなので、どの尋問事項にどの説明が対応するか直接に摘示することは難しいが、重複を許容して大まかに整理すると、次のとおりである。

- A 地すべり等の対策工を必要とする可能性のある地区に関する尋問事項（尋問事項２～４及び９）については、被控訴人ら準備書面（５）第１の１（１）（６頁）、第１の１（２）ア及びイ（６～９頁）並びに第１の２（４）ア（１９頁）において説明している。
- B 安定性の評価に関する尋問事項（尋問事項５・６，１０，１１及び１３）については、被控訴人ら準備書面（５）第１の１（２）ウ（９頁）及び第１の２（４）イ（１９・２０頁）において説明している。
- C 対策工の計画に関する尋問事項（尋問事項７，１２）については、被控訴人ら準備書面（５）第１の１（２）エ及びオ（９～１１頁）において説明している。
- D 費用に関する尋問事項（尋問事項８）については、被控訴人ら準備書面（５）第１の１（１）（６頁）、第１の１（２）ア（７頁）、第１の１（２）カ（１１・１２頁）において説明している。

3 検証の実施は不要であること

平成２５年５月２１日付けで控訴人らから検証申立書が提出されているが、専門的な地すべり問題について八ッ場ダム建設予定地の見分（現場検証）をしてもほとんど意味がない上、既に原審で実施済みであるので、当審で重ねて実施する必要はない。

第３ 結論

以上に述べたとおり、本件における証人尋問は不要であり、その申立はいずれ

も却下されるべきものである。検証が不要であることはいうまでもない。

以上